

# よくあるお問い合わせについて

2023.03版

高知県土木部建築指導課

## ◇用途地域の規制内容 (高知市を除く)

用途地域 項目	都市計画区域													都市計画区域外	備考	
	住居一 種 用 地 域	住居二 種 用 地 域	田園 住 居 地 域	住居一 種 用 中 地 域	住居二 種 用 中 地 域	第一種 住 居 地 域	第二種 住 居 地 域	準 住 居 地 域	近 隣 商 業 地 域	商 業 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域	工 業 専 用 地 域			市街化調整区域 ・用途地域の指定 のない区域
建蔽率(%) [法第53条]	※														※建築地の市町で確認してください	
容積率(%) [法第52条]	指定容積率	※														※建築地の市町で確認してください
	道路幅員による容積率 (幅員最大の前面道路が12m未満の場合)	幅員(m)×4/10						幅員(m)×6/10								
	特例容積率	※														※現時点では高知県内に適用地区はありません(都市計画法8条1項2号の3)
斜線制限 [法第56条]	道路斜線	適用距離(m)	20、25、30、35						20、25、30、35、40、45、50		20、25、30、35		20、25、30		容積率によって異なりますので、[法別表第3]を確認してください	
		勾配	1.25						1.5		1.5					
	隣地斜線	立上がり(m)	20						31		31					
		勾配							1.25							2.5
	北側斜線	立上がり(m)	5													
		勾配	1.25													
日影規制 [法第56条の2]	対象建築物		軒高7m超又は地階を除く階数が3階以上			高さ10m超							・条例第18条 ・規制対象区域外であっても、対象区域へ日影を生じさせる場合は日影規制が適用されます(法第56条の2第4項)			
	測定面(m)		1.5	4	4											
	規制値	5mラインの時間	4	4	5											
		10mラインの時間	2.5	2.5	3											
絶対高さ制限(m) [法第55条]	10、12 ※												※建築地の市町で確認してください ・別途、航空法による高さ制限がある区域があります			
外壁後退距離(m) [法第54条]	1.5、1※												※建築地の市町で確認してください ・別途、地区計画、建築協定等で定められている場合があります			
敷地面積の最低限度(㎡) [法第53条の2]	※															

### 【条例による接道要件付加】

高知県建築基準法施行条例 第4章(第11条～第17条)

法: 建築基準法

条例: 高知県建築基準法施行条例

### <お問い合わせ先>

#### ○上記規制の概要について

高知県土木部建築指導課 審査担当 (TEL:088-823-9864)

幡多土木事務所 建築指導担当 (TEL:0880-34-5222)

#### ○接道許可・認定について

高知県土木部建築指導課 指導担当 (TEL:088-823-9891)

#### ○最新の情報は建築指導課のホームページにてご確認ください。

# よくあるお問い合わせについて

## ◇建蔽率の角地緩和について

高知県建築基準法施行細則第18条（街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地の指定）

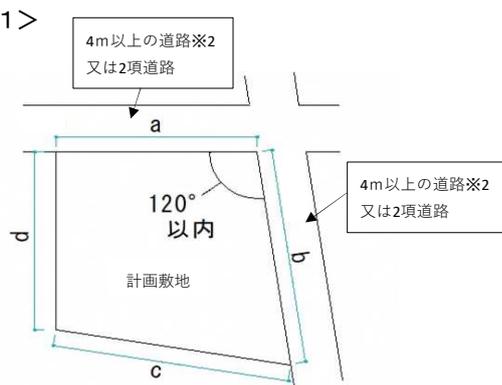
法第53条第3項第2号の規定により知事が指定する街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地は、2以上の道路（※1）又は、公園、広場、川その他これらに類するもの（※2）に敷地の周囲の全長の3分の1以上が接する（※3）敷地とする。

※1 法第42条第3項の規定に基づき、中心線からの水平距離が2メートル未満又は崖地等の境界線からの水平距離が4メートル未満に指定された道路を除く。

※2 農道、水路その他の公共の用に供する道等で、幅（複数が隣接するときは幅の合計）が4m以上の場合を含む。（建築基準法令に関する標準的な運用No.9）

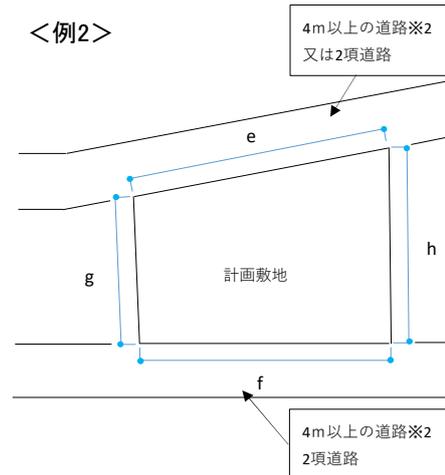
※3 道路と敷地に1mを超える高低差がある場合を含む。

<例1>



$$(a+b) / (a+b+c+d) \geq 1/3$$

<例2>



$$(e+f) / (e+f+g+h) \geq 1/3$$

## ◇「がけ条例」について

高知県建築基準法施行条例第5条(崖付近の建築物)

- 対象となる崖：高さ3メートルを超え、勾配が30度を超える傾斜地
  - 対象となる場合：次の範囲に建築物を建築するとき
    - ・崖の下に建築する場合は、崖の上端からの水平距離が崖の高さの2倍以内
    - ・崖の上に建築する場合は、崖の下端からの水平距離が崖の高さの2倍以内
  - 必要な措置：崖の形状又は土質に応じて安全な擁壁を設置
  - 擁壁の設置が不要な場合：次のいずれかに該当するとき
    - ・崖の形状又は土質により安全上支障がない。
    - ・崖の上に建築物を建築する場合であって、当該建築物の基礎等が崖の安全性に影響を及ぼさない。
    - ・崖の下に建築物を建築する場合であって、当該建築物の主要構造部(崖崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。)を鉄筋コンクリート造その他これに類する構造とする。
- ※これらは設計者が判断することとしており、建築確認を要する場合は、その判断がされていることを建築主事が確認します。

